

第十二回国会 水産委員会議録 第二十一号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 川村善八郎君

理事小高 煉郎君

理事永田 節君

石原 圓吉君

川端 佳夫君

田淵 光一君

富永格五郎君

平井 義一君

松田 鐵藏君

小松 勇次君

井之口政雄君

出席政府委員

総理府事務官

(特別調達官) 長岡 伊八君

管理部長

水產庁長官

塙見友之助君

海軍保安官

松野 清秀君

委員外の出席者

議員

坪内 八郎君

農林事務官

永野 正二君

農林事務官

伊東 正義君

農林事務官

井上 誠君

農林事務官

杉浦 德久

専門員

三種君

五月十三日

開きます。

委員長として一身上の弁明をいたし

たいと思いますので、暫時委員長の席

を小高理事に譲りまして、委員の席よ

り発言をいたしたいと思います。

(委員長退席、小高委員長代理着

席)

○小高委員長代理 川村委員。

○川村委員 私は水產委員会の委員

委員高田富之君辞任につき、その補

欠として今野武雄君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十四日

委員木村榮君辞任につき、その補

欠として高田富之君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十五日

委員木村榮君辞任につき、その補

欠として井之口政雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十六日

委員木村榮君辞任につき、その補

欠として今野武雄君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十七日

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長の選任

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約に基き駐留する合衆国軍

操業制限等に関する法律案(内閣提

出第二〇五号)

漁業取締に関する件

公海漁業に関する件

○川村委員長 これより水產委員会を

開きます。

委員長として一身上の弁明をいたし

たいと思いますので、暫時委員長の席

を小高理事に譲りまして、委員の席よ

り発言をいたしたいと思います。

(委員長退席、小高委員長代理着

席)

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳

謝されたことに対し敬意を表します。

なく思つておる次第であります。あし

からず御了承の上、この上とも委員会

の円滑な運営に御協力願いたいと存す

る次第であります。

○小高委員長代理 永田委員。

○永田委員 委員長が事実を究明せら

れ、悪いところは悪いと虚心坦懃に陳</

海上演習の委員会がございまして、私が実はその日本側の委員長のようなかつこうになります。そこでその数につきまして向う側から実は要望が今出ております。海軍、空軍からは具体的に、自分の方は現在使つていて地域についてこういう希望があるというような希望を全面的に出して来ております。陸軍関係は、まだ向うの希望は出しておりません。それで将来この法律の適用を受ける区域が幾らになるかということは、今のところは実はまだわかつておらぬわけで、交渉中でございます。それで現在ありますのは先ほど申し述べました四十二箇所でございます。

きめ方でございますが、これは今申し上げました合同委員会が最後の決定をするということに相なつております。で、合同委員会の下のサブ・コミティーで、先ほど申し上げましたように一地区一地区につきまして、この地区はどうする、やめるとか継続するとか、あるいは継続する場合にははどういう期間にどういう演習をするというようなことを、目下詰合つておるのであります。でありますと、そのとりきめによりまして数が幾つになるかといふことがきまるわけございまして、現在のところはまだ確定いたしておりません。きめ方は今申し上げたような方式できめまして、それが結局この法律によりますと、合同委員会できました数を総理大臣が農林大臣の意見をまた聞いて定めるというよくなつかつこうになるかと思つております。

が、海のこととありますから、考え方によるところの程度でもよろしい、また見方によつてはその三倍にもなると、うなづかれておるところであります。それで、共通した海面を制限するのでありますから、この基礎的解釈が漠然としておるもの、はつきりとしたものにして行かなくちやならぬ、そこに悩みがあると思うのであります。が、それらの区画はどういうような見方において決定するか、この区画についてこの法案に盛り込まれておるところの、もし異議の申立てがあるのであらばしてもよろしいという、これと関連して来ると思うのでありますから、その点を相なるべくはつきりわかりのいいように御説明願いたいのであります。

○伊東説明員 お答えいたします。今

の点は区画のきめ方の問題でございますが、これは陸から離れました遠くの演習地域の場合と、たとえば片貝とか水戸でありますとか、こういう沿岸地方をいたしておられます。これは官報に告示いたしますとか、あるいはラジオで示すとかいうような方法で、漁業者にわかるようにしておきたいと思うのであります。ただ、これは御承知と思うのであります。また、茨城の東の海面の太平洋の演習地域は大きくなつたのであります。こういう所は緯度経度で示しまして、その上にその地域の周辺にブイで置くといふやうなやり方でもやれば一番いいと思うのですが、非常に深い公海で、さらに広い水面になりますと、なかなかそういう目標物を置くことも困難かと思いますので、まだそのやり方はきめておりませんが、そういう

う所は別にしまして、片貝とか水戸とかあるいは九州の蘆屋とか大村とかいうような、非常に陸に近い、沿岸漁業者に非常に関係するような所は、緯度経度で示しますほかに、何かブイを置きますとか何とかして、その区画をはつきりするようになりますが、ことは考えております。これは今後向うに話まして、なるべく接岸地帯の所ははつきりするような方法をとりたいというふうに考えております。

○小高委員 大体緯度経度で明らかにすることとはわかつたのであります。するところは、先般開議において大にくを九十二億とさめました。このわくのうちにも、農業もあるいは通産省関係も含まれることと思われるのですが、せんだつての私の質問に対し、漁政部長は約十億程度と見ておるというふうなことでございましたが、その後は折衝経過はいかが相なつておりますか、この数字がものをいいますので、一応お尋ねいたしたいと思います。

○伊東説明員 先般報告した数字でございますが、あの数字は、こういう前提出でございます。演習区域が従来通りであり、演習の期間なり内容も従来通りであるという仮定の上に立ちまして、それから今までずつと補償をやりました方式の中で、実は大蔵省なり何なりに話合いをしましたときに、また査定された節があるとして、私どもとしましたように、漁業権漁業も含めまして大体十億くらいの数字が、魚価平均三百円と計算して出て來たのであります。

この前申し上げました数字は、非常に仮定がたくさんあるわけでございまして、九十二億の中に水産が幾ら、農業が幾らと、いうことにつきましては、まだきまつております。この前申し上げましたように、九十二億は、決して水産幾ら、農業幾らと下からこまかく積み上つてきまつたのではない、というふうにわれ／＼は考えております。

○小高委員 せつかく法律はできました、あとでめんどな問題が起きて、もいけませんので、最初から明らかにしておきたいと思うのであります。が、大蔵省の案によるところの査定は、失業保険法等の精神を取り入れて、それを何割見込んで採算する、こういうことを聞いておるのであります。が、大蔵省の査定の計算の基準と、農林省の水産厅側の起算の基準、それがどういうように食い違つて、対立まで行くなくとも、どの程度になつておるか、というその傾向を御説明願いたいと思います。

○伊東説明員 お答えいたします。從来やつておりました算定の方式は、その年の所得が従来の二〇%以下で、ふうほとんど漁業もできぬ、というような地区につきまして、平均の魚価をとりまして、それに平年の漁獲数量をかけまして、その四二%が所得であるといふ考え方、この四二%というのを、基本の計算からとつて來ているのですが、四二%が所得であるという考え方で農林省は考えていたわけなのであります。それを大蔵省等といろ／＼折衝の過程におきまして、御質問におりましたように、失業保険等の思想がありまして、それが六割ということになりますが、六割といふのは、農業が従来なつておつたのであります。われ

想はもうやめてほしい、所得の四二%というところで計算をやつたらいいのではないかというような考え方で算出しているのがさつき申し上げたような数字であります。これにつきましては、まだ今後大蔵省と折衝の余地があろうと思つております。それからもう一つ。ある程度操業ができる地区につきましては、今申し上げました魚価に平年の漁獲数量をかけまして、その四二%にさらに八〇%というものをかけまして来まして——これは演習地のある場合を予想したのであります。それがから引きますものが——魚価とその演習をやつたために減った魚獲数量をかけてまして、その三八%——四二%は所得でございますが、演習等をやりました關係で、経費が相当かかつて四二%所得はないだろうというので三八%をかりて、その平年から出したものからまた演習をやつた土地のものを引くと、いうふうなやり方でやつておるのであります。これが八〇%という数字につきましては、これまた大蔵省と交渉しなければならぬ。農林省としましては、この八〇%をかけるといふのはやめて、平年で四二%から、演習をやりました結果漁獲高が減つたといふのが三八%——これは所得が四二%ない、三八%くらいしかないだろうというので、ずつと落しまして、その差額がよけい出るような算式をやつてるのであります。これもやはり大蔵省ともう一回折衝しなければならぬ数字になつております。

藏元 よし よじテテ流の太鼓をめこぼして、おもてなしをす。

であります。ほとんど全部向うはそれを了解しております。そういうようなこともありますので、海軍、空軍については、従来よりも若干異なるだろとういうように解釈しております。

先ほど申しました金額の問題でございますが、これは従来の区域のまま——たとえば海水浴やその他の関係で立入り禁止もあるというような従来のままの姿で計算しまして、算式も農林省の希望する算式をとりましたので、金額がふえております。ですから、金額から行きますと何か強くなつたよな感じは受けるのであります。が、実体はどういことはございません。

それから第二点の国連軍の問題でございますが、これはわれくやつておりますサブ・コミティーでは、一応米軍だけやつております。現在これで、金額から行きますと何か強くなつたよな感じは受けるのであります。が、実体はどういことはございません。

それから第三点の國連軍の問題でございますが、これはわれくやつておりますサブ・コミティーでは、一応米軍だけやつております。現在これで、金額から行きますと何か強くなつたよな感じは受けるのであります。が、実体はどういことはございません。

それから大村湾なんかの爆撃及び防潜網に対する被害が、この法律から除外されていくような御答弁でござりますが、これは今まで再三御説明申し上げましたが、あの佐世保湾に網目が一尺四方のものを口に一面に引張りまして、そしてそれを長い間海中につけおるのありますから、海藻たとか何とかがほとんど網目をなさないような状態でついておる。そういうような状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海につきましては、おそらく別途外務省と国連軍の方の話合いにならうかと思つております。これはわれくは新聞を通じて聞くだけございますが、そういうものについても当然何らか補償を考へるということに、われくは外務省とは話し合つております。

それから大村湾より防潜網の話が出たのであります。大村湾につきましては、実は空軍が爆撃演習をやつております。これが従来から爆撃をやります。これも従来から爆撃をやります場合に、ある程度の区域を明示して提供するというような形になつております。将来もこれが続くとすれば、そういう形にならうかと思うのであります。

すが、その区域外の、向うへ提供しました区域外で漁業をする場合に、爆撃のために魚が減つた。それでなか／＼防潜網があつたので魚が入つて来なか／＼たという問題につきましては、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなからうか。それにつきましては、別途調達の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれくは今考えています。

○田口委員 大村湾なんかの爆撃及び防潜網に対する被害が、この法律から除外されていくような御答弁でござりますが、これは今まで再三御説明申し上げましたが、あの佐世保湾に網目が一尺四方のものを口に一面に引張りまして、そしてそれを長い間海中につけおるのありますから、海藻たとか何とかがほとんど網目をなさないような状態でついておる。そういうような状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海につきましては、おそらく別途外務省と国連軍の方の話合いにならうかと思つております。これはわれくは新聞を通じて聞くだけございますが、そういうものについても当然何らか補償を考へるということに、われくは外務省とは話し合つております。

すが、その区域外の、向うへ提供しました区域外で漁業をする場合に、爆撃のために魚が減つた。それでなか／＼防潜網があつたので魚が入つて来なか／＼たという問題につきましては、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなからうか。それにつきましては、別途調達の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれくは今考えています。

○伊東説明員 今の防潜網の問題でござりますが、これはまだ佐世保のことろまではわれくの交渉は行つていませんが、実は東京湾でこういう問題がございました。防潜網につきましては、防潜網がございまして船上を遠くまわして往復する、そういうふうな状態でついておる。そういうふうな状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海から魚が春に来る、そして秋まである。その間に内海の漁業といふものは成り立つのであります。外海から内海に入る魚が非常に少くなつてしまつた。こういうことで多数の漁業者が困つておられます。願わくば、これもやはり合衆國軍隊、駐留軍のために起る漁業の大なる被害でござりますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包含されるような道を講じていただきたいと思います。願わくば、これもやはり合衆國軍隊、駐留軍のために起る漁業の大なる被害でござりますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包

て本文に包含するような研究をしてみられる御意思があるかどうか。あるいはもしこれに包含されぬとすれば、いかなる方法でこれと同じような待遇が、そういう地域において受け取ることにつたという問題につきましては、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなからうか。それにつきましては、別途調達の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれくは今考えています。

○伊東説明員 今の防潜網の問題でござりますが、これはまだ佐世保のことろまではわれくの交渉は行つていませんが、実は東京湾でこういう問題がございました。防潜網につきましては、防潜網がございまして船上を遠くまわして往復する、そういうふうな状態でついておる。そういうふうな状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海から魚が春に来る、そして秋まである。その間に内海の漁業といふものは成り立つのであります。外海から内海に入る魚が非常に少くなつてしまつた。こういうことで多数の漁業者が困つておられます。願わくば、これもやはり合衆國軍隊、駐留軍のために起る漁業の大なる被害でござりますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包

て本文に包含するような研究をしてみられる御意思があるかどうか。あるいはもしこれに包含されぬとすれば、いかなる方法でこれと同じような待遇が、そういう地域において受け取ることにつたという問題につきましては、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなからうか。それにつきましては、別途調達の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれくは今考えています。

○伊東説明員 今の防潜網の問題でござりますが、これはまだ佐世保のことろまではわれくの交渉は行つていませんが、実は東京湾でこういう問題がございました。防潜網につきましては、防潜網がございまして船上を遠くまわして往復する、そういうふうな状態でついておる。そういうふうな状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海から魚が春に来る、そして秋まである。その間に内海の漁業といふものは成り立つのであります。外海から内海に入る魚が非常に少くなつてしまつた。こういうことで多数の漁業者が困つておられます。願わくば、これもやはり合衆國軍隊、駐留軍のために起る漁業の大なる被害でござりますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包

て本文に包含するような研究をしてみられる御意思があるかどうか。あるいはもしこれに包含されぬとすれば、いかなる方法でこれと同じような待遇が、そういう地域において受け取ることにつたという問題につきましては、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなからうか。それにつきましては、別途調達の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれくは今考えています。

○伊東説明員 今の防潜網の問題でござりますが、これはまだ佐世保のことろまではわれくの交渉は行つていませんが、実は東京湾でこういう問題がございました。防潜網につきましては、防潜網がございまして船上を遠くまわして往復する、そういうふうな状態でついておる。そういうふうな状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海から魚が春に来る、そして秋まである。その間に内海の漁業といふものは成り立つのであります。外海から内海に入る魚が非常に少くなつてしまつた。こういうことで多数の漁業者が困つておられます。願わくば、これもやはり合衆國軍隊、駐留軍のために起る漁業の大なる被害でござりますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包

て本文に包含するような研究をしてみられる御意思があるかどうか。あるいはもしこれに包含されぬとすれば、いかなる方法でこれと同じような待遇が、そういう地域において受け取ることにつたという問題につきましては、実はこの法律で直接行くのはなか／＼むずかしいのじやなからうか。それにつきましては、別途調達の方とも御相談申し上げて、何とかこの法律以外でも考えたいというふうにわれくは今考えています。

○伊東説明員 今の防潜網の問題でござりますが、これはまだ佐世保のことろまではわれくの交渉は行つていませんが、実は東京湾でこういう問題がございました。防潜網につきましては、防潜網がございまして船上を遠くまわして往復する、そういうふうな状態でついておる。そういうふうな状態で湾の口を締めておりまして、ああいう湾内といふものは外海から魚が春に来る、そして秋まである。その間に内海の漁業といふものは成り立つのであります。外海から内海に入る魚が非常に少くなつてしまつた。こういうことで多数の漁業者が困つておられます。願わくば、これもやはり合衆國軍隊、駐留軍のために起る漁業の大なる被害でござりますから、何とかこの法案の中にそういうものも完全に包

○石原(圓)委員　ただいまの答弁を調達庁にいたさしめるということは、過度であります。調達庁というものは、過去のことと実例のように御説明なさるにとどまるのであり、調達庁そのものは今後の存在がどうなるかわからぬい、そういう役所をたよりにして今後の漁業の損害をきめるというようなことは、われくは考えていないのであります。どうして水産庁がこれに対する説明をしないのか、はなはだけしからぬ。使用水面というだけのことであつて、その以外のよつて生ずる諸種の影響というものは、これは水産庁でなければわからない、調達庁がわかるはずがない。それを答弁を逃げて、そうして調達庁へ転嫁するというような

につきましては、これは国会を通つたものであります。土地等の使用等に関する特別措置法という法律がございまして、これはやはり漁業権漁業につきましての収用とかあるいは使用的制限等でありますとか、補償が内閣総理大臣になつておりますので、それと符節を合せまして、こちらも内閣総理大臣が農林大臣の意見を聞きまして提供をするというような思想でござります。今石原委員のおしかりを受けたのであります。全部調達庁にこの問題を一任するという考え方はわれ／＼は全く持つておりません。この補償の問題等につきましても、やはり原案等につきましては、農林省があくまで原案等をつくつて調達庁と相談してやつて行くとい

ところが講和条約発効になりましたて、御承知の行政協定十八条に基きまして、駐留軍の公務上の行為に基きまして、日本人が損害を受けました場合に、は、その行為が駐留軍の責に帰すべき事由がありまする場合には、これを補償することに民事特例が設けられたのであります。従いまして駐留軍の責に帰することの得ない場合も起るのであります。が、この場合につきましては、いわゆる損害という点から考えましても、同様な補償をすることが妥当であるという場合が生じて参りまするのを、この点につきましては、児舞金制度

さような卓犖なことではいけません。この問題は単に海の表面を使用すると、いうのにとどまるので、もしそれによつて生ずる損害はどうするのかといふことをこの法律に入れておかなければ法律にはならない。もし駐留軍がよつて生ずる損害を負担せないならば、政府が負担して、そつとして漁村及び漁業者に迷惑をかけない、損失をかけない、といふことが明らかにならなければ、この法律は法律という価値がないのであります。もう一應水産庁の御説明を願います。

うやり方でやつて行きたいと思います
ので、その点は御了承願いたいと思
います。

で、根本は、われく立法者がつくるところの法律が基本にならなければならぬ。歐州戦争及び太平洋戦争のとき

く交換公文がありまして、講和発効後九十日以内に話をつけるという問題について、話がつかぬものははずつと連続

それで今お話をありました水面の区域以外の問題でございますが、これは今調達庁からも御説明があつたのであります。が、領海の中の問題であります。れば、先ほど御説明がありました民事特例法とかそういう法律案が通つておりますので、そういう法律でもやつぱり

に、たくさんの機雷のために多くの漁船や漁業者が被害を受けておる。最近また瀬戸内海にはそういうことがときどき起るといふようなことは予想できることであります。またその一地方で、磯焼けがして、海底が荒れて魚も集まらなければ、海藻も繁殖しないといふ

して駐留軍は使えるという交換公文があるのでござります。日本とアメリカとの間でそういうものができておりますので、この法律を出さぬと水面を損供せぬでもいいんじやないかといふ質問であります。それは全然ございません。おめでたつござります。

り救つて行けるということになるのです
あります。公海の問題につきましては、若干
まだ問題があるのでございま
すが、公海の問題とそれから今水質汚

のような実例もあるのでありますから、これに対する法律が同時にこれに加わらなければいかぬのでありますて、私はそれに対して繰返し申しておきた

○井之口委員 それなら結局その交換文書とおつしやいましたが、その交換文書が一切を、日本の権限を漁民の利益を蹂躪しているという結果に立

獨の問題が出たのであります、これにつきましてはまだもう少し別途の方法で何とか考えたいというふうに、今のところはわれ／＼考えております。

い。これは政府提案でありますから、そういう点をこれに差し加えて、さらに再提出されることを希望して、一度これは撤回することを希望するものであります。

至るのであります。しかし、安全保険条約なりも、これは永久のものではない。これはやはり抽象的な規定されなければ、それを施行するところの細則がきまつて来なければ効力を発生しない。当然これはいろへや法律に見られる現象であります。でもありますからしてこうしたもののがつくら

でき得るということが根本の精神でなければならぬのであります。そういう場合においては、日本の水産庁といつたましても、日本の水産がどうしたら

であります。そこでこの法案が、まつたく正論であるとしても、もし出ないといたしましたならば、今衆国に水面を提供するの必要又

れないとすれば、そうした今までの
りきめそのものが無効になつて来て、
実際に漁民の生活が保護されて行く結
果に現実になつて来るのでないでし
う。

安全にでき得るといふことに根柢を置かなければならぬのであつて、その場合に、この条約に遠慮して、沿岸漁業なら何とかするが、公海ならば控え目

なくなり、漁民は従来使用されていなかったものも返してもらうようになり、非常にいい結果に立ち至ると思うのであります。が、その結果何か少しでも悪いことがあります。どちらかと言つて、漁業者たる立場から見ると、漁獲量が減るといふことは、必ずしも悪いことではあるのです。

どうか、その点をもう一へん述べ
で聞いておきたいと思します。
○伊東説明員 先ほどお答えしまし
ょうにわれわれは考えております。
しがつ、この問題につきの問題よ

にすると少しでも弱腰ではないかと思ふのであります。そうなれば三国漁業協定の成立ということも無意味になります。であるから、あくまでもよつて生ずるところの貴書は予定して、それで生

どうが形にたることがあるのです。これがどうかどうでござりますか。これがあなかつたならば、むしろこの水面を取上げられずに済むのであるか、この点をひとつ御説明願います。

省からお答えするのがいいのかもしょ
れでもしも何でしたら今、問題は外へ
ませんが、われくが今向うと話合
をしております段階におきましては、
う、う了解でこれよつております

対する処置をきめることが法律の精神でなきやならぬ。その法律になつてることを、いかに総理大臣であつても、農林大臣でも取扱いはできないのも、

○伊東説明員 お答えいたします。今
の法律が出なければ区域を提供せんて
いいじゃないかという御質問でござりますが、これは行政協定と、それに伴

○井之口泰興 それはこの法案をつくりとつくるまいと、結局においては行されるんだというふうになるのでありますが、結局これはつくらぬでも

いじやありませんか。その方針ならば、国会にかける必要も何もないといふことに結論はなるのじやないでしょうか、どうですか。

○伊東説明員 われ／＼としましては、これはどの区域を提供するかといふようなことは、法的にこれははつきりしておくるのが必要である。それからもう一つ、補償の問題もあるいはまた考え方によりましては、法律なしに補償するということも、これは從来やつておつたのでできないことはないのです。ですが、その点は補償等の問題であります。つまりましては、ちゃんと法律的な措置をやつて、はつきりしておいてやつた方がいいのじやないか。これはその方が漁民のためだ。それから増額の請求でありますとか、そういうような救済手段等も從来なかつたのであります。が、そういうものも法律ではつきりして置くことがかえつて漁業者のためだと考えて、ここに提案した次第であります。

これはわれ／＼は審議するところの必要なものでなければならぬと思うのですが、どうでしよう。絶対多数を擁せられるところの自由党において、これは漁民のためにならないのだといふうな所論があるとすれば、これは実行可能なものでなければならぬと思うが、もしそれができないとすれば、何ら日本の議会というものは意味をなさないと思ひますがどうでしよう。たとえば両条約の締結によつて必然にもう行政協定というものが発動していゝ。委員会に審議することもなしに国会に賛否を問うこともなくしてあれは成立した。そういうふうに、もうただ報告というくらいのところでどん／＼出されるということを、今の御説明は意味するのじやなかろうかと思うのですが、どうでしよう。

いう建前から、ものごとを見なければならぬと思いますが、このこまかなる点につきましてはいろいろ、あとに残すとしまして、今までこの制限を受けている箇所、それから面積、それから被害漁民の数、それから今まで払つたような補償額、それからそれによつて直接受けなくても、たとえば先ほど田口委員からお話をありましたように、防潜網を引いて、そのために非常に大きな地域が被害をこうむるというふうな点もたくさんあるだらうと思いますが、そういうふうなもの現実の実情、こういうふうな点を一つ調査によつて出していただきたいと思うておるわけであります。なおこの防潜網について、東京湾に潜航艇が入つて来るはずはないじやないか。潜航艇が入つて来るはずがないのに防潜網を引いて、そこにのりが一ぱいくついて魚でさえも、海水でさえも通ることはできないというふうにふさがれておるといふことは、まつたく道理に反することだとと思うのですが、何のためにこういう防潜網というものを今日でも維持しているのでありますよ。

所になつております。も、演説を全然補償した箇所はもつと少くなつております。それからこれはまた補償でございますが、過去の分は四億一千万円ばかり二十六年度までに払つております。二十六年度の分はそれで終りといふうことだ、二十六年度に二億八千八百万、二十五年に一億二千四百万でしたかを払つてござります。その他この点につきましてはひとつ資料等を差上げます。それから防潜網の問題でござりますが、これは私がどうも答弁いたす問題でもなさうあります。が、これはほんとうの軍事上の問題でござりますから、それはひとつごかんべんをお願いしたいと思います。

りりますが、大蔵省との交渉の過程においては、その六割というふうな算定方式で過去のものはやつたのでございました。そこで今後の問題でございまが、これは通常生すべき損失は漁場によりこれはいろ／＼具体的に達つて来るわけでございまして、ほんとうから申しますならば、算式というものはなくて、その場／＼で具体的な例をつかまえてきめるのがほんとうだと思うのであります、が、一応われ／＼の希望としまして、大体どのくらいの金になるだろうかというのさしをやります場合には、先ほど申し上げましたよ／＼な粗収入の四二～二%くらいが所得になる。そのくらいのものはどうしても補償しなければならぬじやないかというような方式で計算をやりましたのが、この前申し上げました約十億くらいになるのです。われ／＼としましては、算定の方式としては何かと聞かれれば、そういうような農林省の希望の方式でやつて行きたいというふうに考えるのであります。これはまだ大蔵省、調査官等とも十分協議が遂げておりませんので、算式の問題につきまして、今後協議を遂げてやつて行きたいというふうに考えております。

險法の第十七条でありますか、これをおもに適用いたして算定いたした額とは、相当地の差があつたことを私どもは認めています、過般の委員会におきましてすいとんこれを論議いたしたのであります。もちろんこれから先の補償等につきましては、新しい算定方式がここへ出て来ておりますが、これをもつて一応指せば要求されることになると思うのであります。ただいま漁政部長からの御意見を承りますと、今後大蔵省当局ともよく打合せをしてみたいというふうな御意見であります。二十五年度、二十六年度の算定につきましては、太蔵省当局が、私どもの立場から言わしむれば、非常に独断的な算定をしておられる。と申しますのは、演習等のために出漁ができるなかつた。そこで大蔵省はこの算定を失業保険法の第十七条に求めた。ところが大蔵省の当局としましては、演習のために漁撈ができるなかつた、従つて失業者とみなすといふような考え方だらうと思つておりますが、しかしその考え方は一応もつともなる考え方といたしましても、必ずしもその間に失業していない。大蔵省の当局は、出漁していない漁民に失業手当を、といったような考え方で補助をするのであるから、きわめて漁民に対しても好意的な考え方を持っているといふような意見を述べておつたのであります。が、私どもは、かような考え方に対しましては根本的に反対をいたして參つたのであります。今後新しい算定方式を大蔵省と打合せをされて、そうでもつて損害の補償を考えようといふて今後起るであろう被害に対する十分の要求をされることはもちろんであります。大蔵省が從来のような考え方であります。でもつて損害の補償を考えようといふ

ことであれば、いつも漁民は非常なる犠牲になるということを、私どもは考えざるを得ないのであります。そこでこの算定につきましては、水産庁とされましては、大蔵省に十分な瞭解を持って打合せをしていただきたい。私は二十五年度、二十六年度の算定の大蔵省当局との打合せ等の経験にからがみまして、十分そういう過去の経験をも御考慮くださいまして、遺漏なき措置をとつていただきたいということの希望を申し上げておきます。

○川村委員長 本案に關する質疑はこの程度にとどめます。

らることとと思ひますか。しかしソ連監視船による不法拿捕關係でござりますから、あるいは水産庁では必ずしもはつきりとした御答弁が困難かとも思いますが、事情の許す限りこうした場合において水産庁ではどのように考えておられるかという御所見を承りたいと思います。

表したことなどと思しますが、こうして事故が起りました場合には、中央に働きましても、外務省当局とも相談をいたしまして、それに対策を立てることはもちろんでございますが、現実に食餌捕の事故が起らないように、現場において農林省の監督官以下みんなが責任を持ちまして万全の措置をいたしたいとことで、出航前船どもは指示をいたしたような次第でございます。

險法の第十七条でありますか、これをおもに適用いたして算定いたした額とは、相当地の差があつたことを私どもは認めています、過般の委員会におきましてすいどもんこれを論議いたしたのであります。もちろんこれから先の補償等につきましては、新しい算定方式がここへ出て来ておりますが、これをもつて一応指せば要求されることになると思うのであります。また、ただいま漁政部長からの御意見を承りますと、今後大蔵省当局ともよく打合せをしてみたいというふうな御意見であります。二十五年度、二十六年度の算定につきましては、太蔵省当局が、私どもの立場から言わしむれば、非常に独断的な算定をしておられる。と申しますのは、演習等のために出漁ができるなかつた。そこで大蔵省はこの算定を失業保険法の第十七条に求めた。ところが大蔵省の当局としましては、演習のために漁撈ができるなかつた、従つて失業者とみなすといふような考え方だらうと思つておりますが、しかしその考え方は一応もつともなる考え方といたしましても、必ずしもその間に失業していない。大蔵省の当局は、出漁していない漁民に失業手当を、といったような考え方で補助をするのであるから、きわめて漁民に対しても好意的な考え方を持っているといふような意見を述べておつたのであります。ですが、私どもは、かような考え方に対して今後起るであろう被害に対する要求をされることはもちろんであります。が、大蔵省が從来のような考え方で損害の補償を考えようとしてもつて損害の補償を考えようといふ

らることなどと思ひますから、ソ連監視船による不法拿捕關係が一
かししまして、あるいは水産庁ではどのようになりますか。
ござりますから、あるいは水産庁ではどううに考えておられるかという御所見を
必ずしもはつきりとした御答弁が困難かと思ひます。
承りたいと思います。

○野野説明員 本年の母船式さけ、さ
す漁場につきまして、ただいまお話がございましたような、ソ連側の出方があ
どうであるかが非常な問題であるわけ
であります。従いまして、われくといたしましては、本年の漁場はとりよ
えずソ連側とアメリカ領土のアリューリ
シャン列島の中間の線を西の限界とい
たしまして、操業区域を許可したような
次第であります。この操業区域内であ
れば、当時の事情といたしましても、そ
また現在の状況下におきましても、ソ
連の方の拿捕の危険はおそらく非常に
少いと考えておるわけであります。ま
たアメリカ領土寄りの公海におきま
て、非武装のわが国の漁船を拿捕する
というようなことは、国際法上から考
えまして非常な不法行為だとわれ
は考えております。ただ今年の出漁契
約の現実の措置でございますが、これ
わが国の漁船及び漁民の生命財産を保
護いたしますために機宜の、万全の措
置をとるべきことはもちろんござい
ます。その意味で、本年の漁船はいざ
れも通信の設備につきましては特に認
意いたしまして、そういう危急の情勢
に対し、監督官より適宜の措置を各船
に対しで迅速にできるように準備を
して参つたわけであります。ただいまお
述べになりましたのは、おそらく監
督官が現地におきましてその見解を

表したことだと思しますが、現実に食
事故が起りました場合には、中央にさ
きましても、外務省当局とも相談を
たしまして、それに対策を立てるこ
はもちろんでござりますが、現実に食
捕の事故が起らないように、現場にさ
いて農林省の監督官以下みんなが責任
を持ちまして万全の措置をいたしたい
ということで、出航前私どもは指示を示
いたしたような次第でございます。

○富永委員 ただいまの御答弁を承りま
まして了承いたしました。この記事が
一応拝見しますと、すでに出漁前に今
御答弁に相なりましたような事柄を考
慮を入れて、それ／＼の手配をなさる
でいたいたものと了承いたしておりま
ましたが、何か心配した杞憂の問題に今
近いようなことが起り得る可能性が出
て来たかのようにも感じられましたた
で、一応今お尋ね申し上げましたが、
そういう事実はないが、いろいろ／＼万々
の措置を講じているのだといううことを
お伺いいたしております。

さらに、さきに三国漁業条約の調印
に伴いまして、政府は独立後の公海漁業
の基本方針を定めまして、漁業需要管
理を決定いたしております。基本的には
公海自由の原則をとりつづりますが、
一方資源保護の立場から、太平洋沿岸
沿岸諸国を刺激しないように、自主基
措置によつて操業の規制を行うとし
御趣旨は、私どももまた同感です。
り、賛成するものでございます。わが
われもあるの会議に参画いたしておりま
したが、しかしその方針等につきま
ても、また考え方につきましても、こ
れはやはり程度問題であつて、自主基
措置も度を越えるということになら
ないとしても、私どもとしても遺憾の意を表さざ
と、

をながれないと思つております。式漁業取締規則を改正して、操業区域線と、北緯五十度と同五十五度の緯線に閉まれる海面内に限られたことは、私どもとしても、もちろんそれが先ほど申し上げましたような理由のもとに、おいて行わたたということは考えられますが、あまり遠慮し過ぎるという感覚じがするのであります。三国漁業条約においておきましては、西経百七十五度をより日本のかしこれは精神的には非常に退歩的な、卑屈な気分をもたらすものと考ふるのであります。二度の遠慮ではありますから、これは精神的には非常に困難な場として決定しているのであります。わずか二度の遠慮ではありますから、これは精神的には非常に困難な、卑屈な気分をもたらすものと考ふるのであります。あの線をとりきめますためにも、当時出席せられました方々は幾多の困難に当面してきましたが、漁業条約でとりきめることは、その通りぎり／＼の線まで掲げせしめるべきである。その当時の感覚からいっても、今日もなお私は考へてゐる所以であります。御精神はわかるけれども、何か遠慮しなければならぬ直接の理由があつたのかどうか。何も求めてみずから遠慮するじゃない、こう考へるのであります。私たち私どもが最近入手いたしております情報によりますと、現在におけるアメリカの漁業関係または漁業に関する政策を講じようとする意向であるということを実は聞いておるのであります。最近起つた例を申し上げますと、

生及びまぐろの関税問題でござりますが、これもこの委員会でしばく縁返した問題で、結論的に申し上げますと、九日発ワシントン共同通信の電報によりますと、米国の上院歳入委員会は生及び冷凍まぐろのボンド当り三セントの課税をするという法案を可決しているのであります。これは上院の本会議を通過すれば成立することになりますが、もちろんそれには業者も政府もいろいろ対策を講じているよう承知いたしております。しかし情勢判断からしますと、同法案の成立は免れないのでないか、あるいは課税するのではないかというふうに考えられるような状態に今のところあるのです。が、こういうふうに米国は、冷静に自己の立場を強く主張して実行に移していく場合に、われくはせつかくかち得た操業区域を、みずから好んでこれを内輪にするというような考え方については、この場合よく承つておきたいと考えるのでござります。また御答弁をいただきてから質問いたしたいと思ひます。

約というものは、何か三つの漁業會議で一応原案ができるおつたと
いうにすぎない状態でございまして、これに対して政府が正式に調印をして、
さらに国会が批准をするという手続が残つておつました。そういう諸般の国
際情勢を考えまして、一応本年の操業区域の限度として西經百七十七度とい
う線をきめたわけでございます。さよう御承知をお願いしたいと思ひます。
O高木委員 結局その問題は、取上げて議論しましても、あるいは意見の相
違になるかも知れないと思います。ただ私どもが当時出席いたしておりま
した感覺から見て、今日現実的に現われている事実等から考えて御質問をいた
した次第でございます。
なおもう一つお伺いいたしたいと思
いますのは、今度の北洋におけるさ
け、ます漁業の再開につきましては、
先ほど申し上げました通り、関係官
民各位の絶大な御援助をいただきま
して、おかげさまで函館が根据地とな
り、五一函館から一齊に三船団五十
隻の渔船を出動させていただきま
したことは、函館市民はもちろん、わ
れわれ選舉区の者といたしましても、
衷心より皆様にこの機会にお礼申上
げる次第でございます。もちろん北海
道の者といたしまして、私はこのさけ、
ます漁業が、先ほど新聞記事にあります
したような事故が何らなく、しかも太
國円をもつてぜひ終始させていただき
たいと願念する一人でございますが、
ただこの場合一應御當局に伺つておき
たいと思います問題は、御承知の通り
、函館は過去数十年間北洋漁業の根
拠地として厖大な設備を有しております
。冷蔵、冷凍、加工、カン詰等の工

場もたくさんありますし、最近においては北洋沿漁だけの同業組合も結成して待機いたしているのであります。が、最近母船式、独航船とも、いろいろな意味合いにおいてお集まりになつて、それらの立場から検討せられているように承つておりますが、この場合水産庁はこの漁獲物に対して、根拠地としての遊休されている厖大な施設を活用されることを御考慮に入れてください。ものと考えておりますが、その点について一応お伺いいたしておきたいと思います。

えつけておくように義務づけられておきますが、今度のように三艘母船がある場合には、一枚の許可証はどの母船に備えつけるかということが一応問題になりますが、しかしこれはおそらく条文が不備なんで、許可証またはその文では、一枚の許可証はどの母船に備えつけるかということが一応問題になりますが、しかしこれはおそらくありますから、あるいはこの条文は完全に違ひますから、あるいはこの条文を直す必要があるのではないかとも思うのですが、その点について一応お伺いしたいと思います。

○永野説明員 ただいま御指摘いたしました母船式取締規則の第六条の規定は、本年のように一個の許可によりまして数隻の母船が出漁いたします場合には、なるほど検討の余地がある条文であると私も考えております。現行規定は、本年のように一個の許可によりまして数隻の母船が出漁いたします場合には、なるほど検討の余地がある条文であると私も考えております。現行規定の条文を前提にいたします限り、母船のうちのいずれか一つに備えつけてお文ではあると私も考えております。ほんのうちは、なるほど検討の余地がある条文ではあると私も考えております。ほんのうちのいずれか一つに備えつけておいていただく。それでこの規則の趣旨を満足しておるものと考えます。ほんの母船には許可証の写しが備えてあるというふうに、私どもとしては指導をいたしたいと考えておりますが、規則の解釈としては、母船のうちのいずれか一つに許可証が備えつけてあればよろしい、こういうように解釈しております。

○富永委員 今の問題ですが、これは解釈の相違でなくして、条文の書き方ですから、どこまでもこれは明文にはつきりと、許可証またはその写しとしておくか、あるいは使用承認書の関係等があるから、この条文をやめるかとしないことを、一応私の意見として申し上げておきます。

それから今年度は共同出願、共同許

參つたのですが、この共同出願、共同許可という問題は、漁業者としても、第一次のテスト・ケースというような関係で、漁業のあり方として、これを規範として将来これがいいという確実な問題になれば、ぜひこういう線を進め行かなければならぬかと思うので、伺つておきたいと思うのですが、この母船式取組規則第三条の許可の申請の条文によりますと、母船式漁業の許可を受けようとする場合には、事業に関する各共同者の出資額及び権利義務の関係を記載した書面等を備えて農林大臣に許可申請をすることになつておりますから、今度の各共同者といえば、大洋、日本、日水、日魯、北海道、内地の漁業組合、こう考えるのですが、これらの出資額及び権利義務等の関係につきまして、一応御説明を願つておきたいと思ひます。

書についてござりますので、これによりまして、共同申請者の間の権利義務の関係は明らかになつておるわけでございます。

○川委員長 松田君。

○松田委員　公漁業の大綱に付しては、たゞま富永委員から質疑がありますが、去る三月二十九日、石原委員から質問のうちに、北海道北洋出漁組合及び北洋漁業組合、この二つの組合は御質問によつて、永野次長はつきりと答えられておるのであります。この中で、まず第一点は、石原委員のかどうか、また将来この実績を継続していくものであるかどうかという質問に対し、水産庁が認可をした組合ではない、また将来の点につきましては、行くものであります。これはわれわれの考へただけであつて、将来その肩書を持つことになつて、その肩書がものをいつものでないと考へておるという御答弁をされておる。これはわれわれの考へおつた実績という問題が、水産庁では、漁業法の建前から、すべての漁業が解放され、新しく漁業者が適格性を持ったもののみ許可をするという方針であつたがために、かように御解釋になつて御答弁されておると私は考へておるのであります。この点につきましては、明年の出漁という問題は、この二つの組合は実績者であるからこれを許可するということはとらないといふよう、私どもは解釈してさしつかえないかどうか。また適格性を持つておるものがあつたならば、水産庁が考へられる五十そうのものが、かりに百えられ、二百そうとなつた場合には、そ

の範囲内において適格船に対しても許可をすると、いふ考え方を政府は持つておると私は解釈しておるのですが、この点はどういうふうに御解釈になつておるか、これをお答え願いたい。

○永野説明員 明年の母船式さけ、ますか漁業の許可をどういう形でいたしましては、本年の操業による漁場価値及び国際関係等につきまして判断の資料を得た上で、明年度のその仕事のスケールをきめまして、そのスケールに応じて、日本全体として最も適当な形で許可をやつて貰參ることだけが、現状において言えることとござります。

○松田委員 そこで同じく石原委員の御質問の中に、本年北海道二十五隻、その他二十五隻、合計五十隻のものが適格として出漁するのであるが、もしもそれが出来ぬ場合においては、どういう方法をとるかという御質問に対して、水産庁水野次長は、本年五十隻の独航船が最大限だと考えておるので、適格性を失くもの、また脱落する船に対しては、これはやむを得ないから、予備船を代替とする以外には、しない方針である。たとえば不足になつてもやむを得ないと、いう意味をお答えになつておるのであります。たまたま五月一日はなばなしく函館を出港するにあたつて、官民一同の歓送によつて出漁したものの中に、宮城県の六隻がこれから脱落した、こういうことが報告されており、長官も委員長も出席されて、よく認められておるのであります。さて五十隻の適格船といふものに対しても、たとえば無電であるとか、方探設備であるとか、また船の性能が、あらゆるものが整備されたので、

ここに適格船として許可されたのであります。何のためにこの六隻が一日の出漁に間に合わなかつたかという問題が、今後残される大きな問題になるのではないかと私は考えるのですが、やこや議論する必要はありませんが、はなはだしくわれ／＼が心配する点は、本年初めて公海に出漁する有意義なる出漁に対して、水産庁当局の指導と、あらゆる日本国民の注目的なつておる、もみにもんだこの北洋漁業の出漁の中に、塩五百俵も積んだ船がある。これは一体どういうことであるか。北洋に流し網漁業を営んで、母船にこれを売り渡すのに、塩の五百俵といふものが何のために必要であるか。これが砂糖なら、まだ出漁者が食うていうこともあるけれども、塩の五百俵というものは食糧にもならないのである。これを一番警戒したのが水産庁当局であり、またわれ／＼委員会としてもこれを警戒したのであります。それが現実の問題で、これを発見されて、船から下した。ところがまたそれを積んで行つた。こうしうことが正しく報告されておるのであります。これが一番警戒すべき問題であつて、水産庁当局も頭を悩ましておつたことだろうと私は考えておるのであります。あえてこうした漁船が宮城県にあつたということであったならば、今まで宮城県の漁業法違反という問題が掲発されて、われ／＼もまことに困つておるような次第であります。それがいつまでもかのような精神をもつて、しかも今一大闘争心をもつて国民の目にさらされておる北洋漁業の問題が、かよくな思想によつて、もし一朝にして誤つた行動――

北千島に寄るとか、またわが北海道の沿岸に寄るとか、そうしてどこへ陸揚げするかわからぬけれども、ただ塙を持つて来る。宮城県に陸揚げるものではないと思う。必ずそれは船に塙魚を満載して持つて来ることだらうと思うのであります。こうしたことが、出漁する前にもはや計画されておる。これが適格船であるかどうか。かようなことをわれくは確報をもつて聞かされおるのであります。この問題があるがゆえに対して、水産厅はどのように監督される意思があるかどうか。私がさきに第一として明年の許可方針という問題に触れたのは、この問題があるがゆえであります。かような漁民がもしあつたとしたならば——現実にあるのであります。これらは明年の、いな、今年の取締りの上においても、国際関係を惹起する問題であり、しかして明年の許可という問題に対して、大きな問題が起き上ることだと思うのであります。こういう点に対して、水産厅はどのようにお考えなさつておるか、御意見を承りたいと存じます。

見通しがつきましたので、この点につきましては、特にわれく水産庁当局が函館に残りまして、その確認をいたしましたのであります。二、三日遅れました十隻の中に加えて、二、三日あとから追つかけて漁場へやることにいたしました。それはそのための準備万端をそれまでに整えまして、二日のところで間に合わないという漁業者に対して、こういう措置をいたしました。これはそのための準備万端をそれまでに整えましたと残しまして、これが五十隻の中に加わつて仕事ができるよう配慮をいたしました。これはそのための準備万端をそれまでに整えましたと二日のところで間に合わないという漁業者に対して、こういう措置をいたしましたことはやむを得ないことであつたと見えます。また塩の問題につきまして、御指摘の通り、相当大量の塩を独航船が持つて参つたものがあつたのであります。この点につきまして、私ども函館において塩魚を意識的に加工するということはせんないということを、十分指導して参つたつもりでございますが、現実の船にはそういうものが若干あつたのでございます。それにつきまして、私ども函館におきまして、出航前一隻々々独航船を検査いたしまして、独航船の上に若干の塩を置きますことは、たとえばしけの場合、母船と独航船の連絡がしばらくなくなります。それで、何俵の塩を積んでおるかといふことを確認して、その間魚を保存するために必要な最小限度の塩を残しまして、あとは母船の方へ積みかえるという措置を、一ぱい一ぱい独航船を検査してやつたわけでござります。なお母船の方がすでに出航しておつたというような事情のため、何俵の塩を積んでおるかといふことを確認して、その上で出帆させたも

のもあるかと思いますが、これらにつきましては、漁場におきましてはた必要な限度の塩を母船から供給するというような問題もござりますので、その際は漁船として塩を幾ら消費をしたかということをはつきり監督官の方でつかめるような措置がいたしてござりますので、そういう不必要な塩の使用をしないように、十分措置をしたい、こう考えております。

○松田委員 この問題は後刻に譲つておきたいと思います。いずれまた詳細な調査をわれくもいたしまして、水産庁当局に御協力を申し上げたいと思うのであります。

次に三社側であります。三社側において網の問題を——何の理由かは存じませんが、三社側と、それから北洋漁業協同組合、また北海道の組合、これが責任者も北海道に残つておる、また内地にも残つておる。こうしたすべてのものが、責任者が残つておるのに、出漁するその日の朝まで、北洋で使う網を漁船に積み込ませることを拒否したという理由はどういう考え方でありますか。みずから母船に、とつた魚を全部収容しなければならない。また網を、あすの朝出帆するのに、今晩で取容することが建前であつて、先ほど富永委員の言われたように、共同出願の形によつて許可されておる。この漁網を、あすの朝出帆するのに、今晩でなければ積み込むことができない。まことに思ふのは、明日出帆する間ぎわでなければ積み込ませられない。それまでこたゞさしたという考え方なんですね。これが資本主義の最も悪い方法だと思う。何のためにさよならとをしなければならないか。かような母船をもつて北洋に進出するなどとい

う考え方を、いまだに改めないものに
対しては、断固として明年的許可是す
べきでないと私は考えておる。漁民と
資本側と母船側と、もつと／＼融和し
て、すべてのものがやつて行けること
だろうと思う。それが不得ない感情
の対立などというもののからやがて北
洋においてどのような事態が起きるか
どうかということ。また帰つて来たな
らば、必ず——北海道ではこういう言
葉がある。切り上げにはまさかりでも
つて別らせる、あんぱい棒でもつて別
れるということのあります。いまだにさ
ような考え方でもつて資本家と漁民と
が対立するようなことがあつたなら
ば、昔の封建時代の漁民そのままであ
り、資本家そのままであるのであります。
ひのき舞台に上つて、そうしては
なばなし人々に送られて行かなければ
ばならないこの北洋出漁に対して、か
ような不祥事を出したということは、
私どもとしてはまつたく心外にいたえな
い。かような資本家、かような漁民で
あつては、いつまでたつたら日本の漁
民の民主化ができるか、資本の民主化
ができるかということに対して、私ど
も是非常な危惧の念を持つておるもの
であります。来年の北洋漁業出漁問題
に対しては、私はきょうの速記を合と
いたしまして論議することを、今から
警告を発しておきます。

でござります。またこの話がまとまりますまでは、非常に難波をいたしましたことも事実でござりますが、ただいま御指摘の網の問題につきましては、これは一応母船側が現実に発注し、指導をいたしました独航船用の網を独航船に引渡すに際して、その決済方法をどうするかというような相談が継続中であつたので、そういう向きの発言もあつたかと思いますが、実際問題といたしましては、出航前に全部問題は、円満に解決いたしたというふうに承知をしております。

うのないものであるが、はなはだ不確かなようにも聞えるのであります。また母船と独航船との契約と申しますか、そういうことりきめと申しますか、そういうこと申しますが、そこまでが確かなのかわからぬのであります。そういう意味合いで、ただすることはたくさんあるのであります。されども、本年は試みに出漁をさしたのであって、これは今後の実績となり、関係各国に不安の念を与えられぬようには、また今後に悪影響を与えないよう、政府は今出でる母船、独航船を十分監督して、保護を与えて、そして事なくもどることを私は切に希望するものであります。そうしてそれが今年の冬の問題に大いに参考となつて、この冬には最も適切な方法で出漁ができるようにしておきたいと念願するものでありますし、これはまた政府当局へその準備を強く要求するものであります。すでにたゞいま出でる母船、独航船と同様の適格性を持つておる船及び乗組員は、全國に無数にあります。これらのものは、非常にこの五十分の中へ加わつて出漁がしたかつたのであります。現に私の県にも二三そぞほどその強い希望はあつたのであります。これらのものは、本年の冬に残し、要はしなかつたのであります。他県にもそういう適格性を持つものは多數あるうと思うのであります。普遍的の公海に対しての今回のあり方は、最も妥当な公平な処置でもつて、何ら間然するところなく準備を遂げて出漁をするよう、今より今年の冬の出漁の用意に対し希望を申し述べておき

○川村委員長　次に漁業取締りに関する件について、川端委員より質疑の通告があります。これを許します。政府委員として海上保安庁警備救援部長松野清秀君が出席されております。川端君。

○川端委員　私は瀬戸内海におけるダイナマイト密漁の問題について、この際政府当局のしつかりとした対策をただしておきたいと思うのであります。かねてより重大なる問題であり、そして瀬戸内海においては非常な深刻な問題となつておるため、以前本会議場におきましても緊急質問が行われたほどであります。特に瀬戸内海でも、伊予灘海区というものが瀬戸内海の中心部を占めております。この地区が最もひどい現象を呈しておるわけでありまするが、ここはたま／＼保安庁の取締りの盲点にもなつておるような所でござります。従つてこここの地区におきましては、日ごろ毎日相当のダイナマイトの爆発が聞こえ、そつとしてこの地区では、その密漁業者の馳騒いたしておることは非常にひどいものでございます。これに対する対策については、地元漁民から相当の声が起つてゐるにかかる、まだ具体的な方法が講ぜられ

ます。なお本案はいづれ外務委員会がうのでありまするが、わが水産常任委員会は、ぜひとも合同審議の形においてこの審議に参加するよう、委員長においてすみやかにその処置をとられんことを希望いたします。

○川村委員長　承知しました。公海漁業に関する件につきましての質疑はこの程度にとどめます。

きまして、できるだけの能力をあげて、漁業者の希望もほぼ満足できるよう、漁業者の意見を十分聞きまして、そうしてその範囲で現在運航しておる、こういう状態であります。隻数が十分ではございませんので、海上保安庁の方にも同様の方向でやつていただくように協議中でございます。

○坪内八郎君 そこで簡単に海上保安庁の警備救援部長にお尋ねいたしますが、そういった東支那海で正常な操業ができない、というような事情は、水産庁からの連絡であなたの方は十分知つておられるのであるかどうかということをまずお尋ねいたします。

○松野(清)政府委員 常にこの問題につきましては、水産庁と緊密に連絡をとつておりますので、そういう点につきましてはよく承知いたしております。

○坪内八郎君 東支那海における正常な操業が、そういった事情において本当に操業ができない、というような点について十分知つておられる、海上保安庁の警備救援部におきましては、そういうことについてまだ研究中で、打合せの結果、そういう手を打とうということにしておるというような御答弁でございますが、わが国の講和発効後、そういう関係における処置といふものは、すみやかになされなければならぬと考えておりますが、すでに講和発効後一箇月近くになるのに、そういつた点で手が打つておられないということについては、われくとしてしまことに遺憾と/orすることです。

のか、あるいは警備隊員が足りないのか、その点は一体どうなつておるかということが第一点、それから近く予算も通過いたしましたが、海上警備隊といふものも今度できまして、六千名ばかり要員を養成することになつて、船はアメリカから借り入れて、そういう警備上の対策をやるのだというようなことに海上保安庁では相なつておりますが、そういう関係のものも東支那海の警備に当るものであるかどうか、この二点をお尋ねいたしたい。

○松野(清)政府委員 海上保安庁としましては、講和発効後におきまして、不必要に関係国を刺激したくないといふことが一つあつたのであります。幸いにして中共関係におきましては、三月のたしか二十七日の事件を最後として起つていないのであります。むろん具体的な問題について、今水産庁と外務省と協議を進めておりますことは、先ほど申し上げた通りであります。しかし、この協議が決定しなくとも、もしそういうような拿捕事件が発生すれば、すみやかに巡視船を出す、かようになりますので、目下進めております関係官庁との協議とは別に、すでに海峡方面へは巡視船を出しまして、これに当つて行こう、こういう状態であります。なお警備隊の船につきましては、これはおそらく整備されるのが秋になるのではないかと考えられます。ですが、これが整備されたあかつぎにおいて、これをそういう拿捕事件の防止のために使うかどうかという問題につきましては、今後研究さるべき問題だと、私

○坪内八郎君 それでは簡単に最後に
もう一点お尋ねいたしますが、講和発効後におきましてもそういう拿捕事件が二件あつたということにつきましては、私ども関係の議員あるいは私どもの県といましましては、重大な支障を起すのであつて、生活上にも支障を起す、ひいては憲法に保障されるところのわれ／＼の生活権の擁護といふような問題を考え合わせまして、重大な問題でありますので、慎重を期していただきたいと思うのであります。そこで水産庁長官の話によると、大体監視船が六隻あるというようなお話をありますから、いろいろそいつた話を総合いたしまして、結局現在のところ、海上保安庁の船も水産庁の監視船も、東支那海には監視に当つていないのであるかということ、国際的な微妙な問題があることはわれ／＼百も承知でありますから、その点をお尋ねいたしたいと思いますが、一隻もそういう監視に当つていない、あるいは警備に当つておられないというような事情であれば、それに對してはどういうような措置をとればいいのか、詰合しなんかやつておられます。これらといふような現実の問題に基づかなければいいので、そういうなまぬるいやり方では私どもは安心して公海に出て操業するということは非常に不安であります。従つて国民の食生活上重大な影響を及ぼすことになりますので、その点をお尋ねいたす次第であります。そこで一隻も海上保安庁からも水産庁からも、そういう警備あるいは監視

○ 境見政府委員 先ほどお答え申し上げました通りであります。先ほども申し上げました通りに、業界の方の希望も十分聞き取りにくかつたのかもわかりませんけれども、水産庁の船は平和回復後まつております。先ほども申し上げました通りであります。現状運航しておりますことは先ほどお答えした通りであります。

○ 松野(清)政府委員 海上保安庁におきましては、今申し上げましたように、ソ連関係におきましては、講和後におきましてすでに事件も発生したところであります。現在運航しておられます。しかし今は今進んでおります協議の結果をましまして、いざれは出すようになっております。

○ 坪内八郎君 事情は十分、水産庁あるいは海上保安庁でも御承知の通りでござりますので、いろいろと諸般の事情もございましょうけれども、そうう警備船をすみやかにひとつ東支那海にもまわしてほしいというのが私の要望でございますので、その点もひとつ十分努力して、適切な考慮を払つていただきたい、かのように強く要望いたしました。どうもありがとうございます。

○ 小高委員 漁業資材としての合成繊維は最近価格の面において、あるい

これが購入融資の面において、わが国水産界の重要な関心事となつておるのであります。が、当委員会においては、小委員会を組織しまして、漁業用資材としての合成繊維普及に関する立法化をはかりたいと思いますが、委員長において適当におとりはからしくださることを希望いたします。

○川村委員長　ただいま小高委員より御発言がありました合成繊維漁網網の普及に関する小委員会を設置いたしましたとして、立法化したいという御意見であります。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長　御異議なしと認めましても、小委員会をつくることに決したいと思ふます。つきましては、小委員及び小委員長等の選任につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長　御異議なしと認めまして、さつそく御指名申し上げます。

小高 晃郎君　松田 鐵藏君
富永格五郎君　田口長治郎君
川端 佳夫君　二階堂 進君
永田 節君　石原 國吉君
小松 勇次君　佐竹 新市君

以上十名、小委員長は小高委員。

○川村委員長　次に小松勇次君。

○小松委員　私はこの際水産庁長官にお尋ねしたいのであります。水産業の振興のために二十六年度の予算には財政上に海藻高度利用工業化試験委託費とされたことが御承知のことと思いまが、このことにつきましては、われも大いに新しいところであり、

れに賛意を表して、その成績のいかんについて多大の期待を寄せておるものであります。この委託費が交付され以来、約一年を経過しておると思ひます。それで今日は、その成績に相当見るべきものがあるだらうと私は思つております。この委託いたしました成績が明らかになつておるのかどうかそれをひとつ……。

○塙見政府委員 先般関係の権威者にも集まつていただきまして、それで昨年度委託した各社の方から試験の成績等を聴取いたしまして、大体明らかになつております。

○小松委員 それはわれ／＼にも御発表願えますか。

○塙見政府委員 できます。

○小松委員 この二十六年度の委託費は、一會社に予算の大半を交付したというような現実をわれ／＼は見せつけられておるのであります。もちろんこの委託費といふものは、試験の成績の結果、その工場においてこれだけの機械が不足しておる、この機械を補えば試験成績と同様のものが工業化することができるというようなことから、必要な不足機械を貸与するということが目的であつたろうと思ひますが、中には今申し上げた通り、その工場を全部やりかえてしまうような状態の場所もあります。ほんと新規に機械設備をしなければならぬと私は承知しております。けれどもこういう内容問題は、私はここで聞いたくはないのであります。ほんと新規に機械設備をしなければならぬと私は承知しております。けれどもこういう内容問題は、私はここで聞いたくはないのであります。こういうようなことを現実に見ておりますわれ／＼としては、この二十七年度の予算には、海藻類の高度利用というような委託費は計上しておりませんけれども、それと同じよ

うな水産業実用化試験費補助金という

どうか。

○塙見政府委員 その点については、

ものを計上しておる。これは同一意義のものだと思う。そこで本二十七年度の予算における三千万円のこれらの費用の交付方法は、もう御決定になつておるか、その点を伺います。

かと思ひますので、一言申しておきます。

○塙見政府委員 そういうふうなお話まだ具体的なその個々にどう助成するかというふうなことで審議機関をつくらかどとかということについては、まだつきりとしたことをきめておりません。

○塙見政府委員 今はお話をあつた三千万は、今お話をあつたような使途と、それから説明上は先ほど小高委員から御提案がありましたところの、合成織維に対する研究等にも一部向けるといふようなことになつておることは、大臣省と話合いがついておるわけあります。そのうちの本年度の使途につきましては、先ほど申し上げますように前年度の成績、結果等を見まして、現在調査研究部の方で、本年度の助成のあり方につきまして検討中でございまして、まだ決定はいたしておりません。

○小松委員 交付方法がまだ決定しておらないのですな。

○塙見政府委員 交付方法は、大体こ

れません。

○小松委員 いや、まだはつきり

と設けないとかどうとかということはきまつております。

○小松委員 私はその委員会といふうなものがあるよう聞いておるので

すが、今度は設けないのです。

○塙見政府委員 いや、まだはつきり

と設けないとかどうとかといふことはきまつております。

○小松委員 私はその委員会といふうの

かと思ひますので、一言申しておきます。

○塙見政府委員 そういうふうなお話

もあつたように承つております。

○小松委員 それで前年度の成績といふものを

しつかり検討した上で、やはり一番目

的になつたような方向へ使つて行く

といふうな点について、今年度は特

に御注意を十分尊重しまして、私の方

では原案をつくつて進めて参りたいと

思います。

○小松委員 それは近々に決定するの

ですか。

○塙見政府委員 できるだけ早くやる

つもりでおりますけれども、その後の

結果をまだ係の方から聞いておりませ

ん。

○小松委員 要は昨年の成績をまずわ

れわれに御発表願つていただきたいと

思つております。その上でまたひと

つ、われ／＼も意見がありますから、

その意見を参考にして御決定を願いたい。

そのことを重ねて申し上げておき

たいのであります。

○川村委員長 本日はこの程度にとど

め、次回は公報をもつてお知らせをい

たします。

○小松委員 その交付規程ができてお

りましたならば、ひとつ委員会へちょ

うだいしたいと思ひます。

○川村委員長 委員長より特に小松君

の発言に付言いたします。昨年も同様

にしていただきたいことを希望申し上

げておきます。以上で終ります。

○川村委員長 午後一時七分散会

を願つて、その上で御発表を願うよう

にしていただきたいたいことを希望申し上

げておきます。

○小松委員 その方法等がはつきり

れども、一応その方法等がはつきり

たしましたならば、われ／＼にお示

し

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日發行